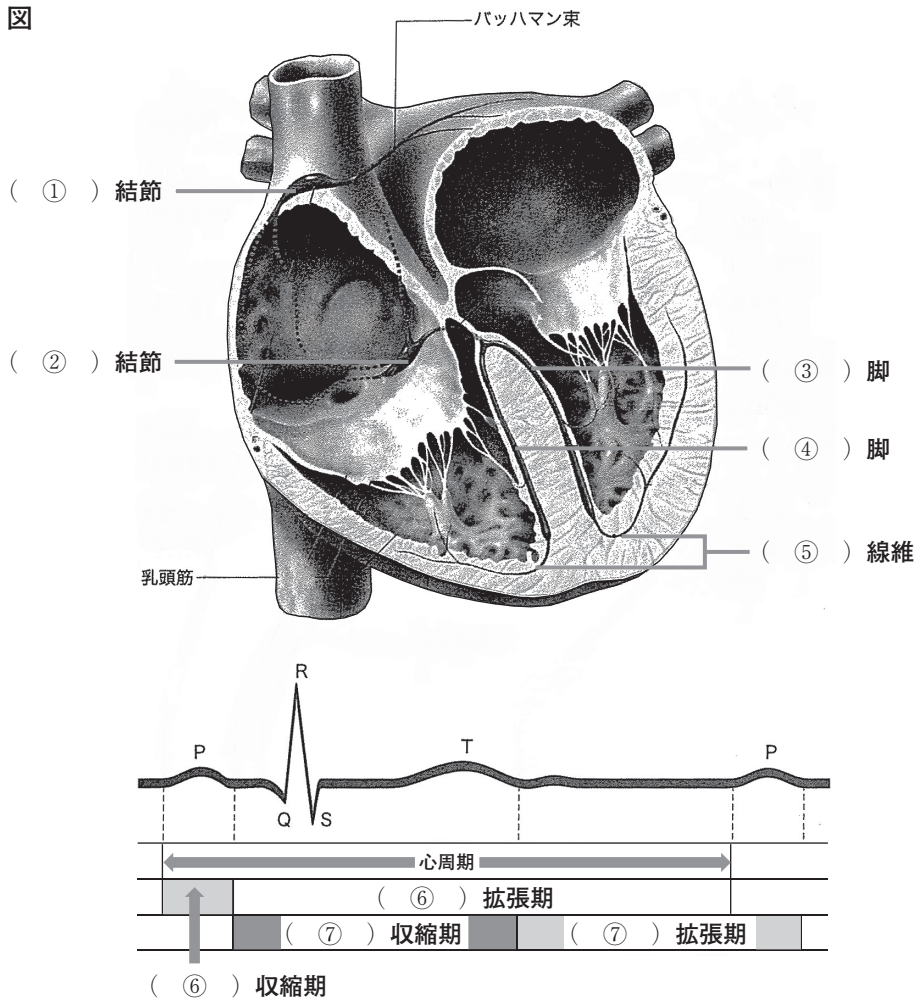
# 令６　養　護（５枚のうち１）

（解答はすべて、解答用紙に記入すること）

Ⅰ　心臓について、次の問いに答えなさい。

１　次の**図**は、心臓の縦断面図及び心電図波形であり、あとの文章は、刺激伝導系についての説明である。図中及び文中の（　①　）～（　⑩　）に入る適切な語句を、それぞれ書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入る。

**図**




心臓神経は、運動を促進する（　⑧　）神経と運動を抑制する（　⑨　）神経によって支配されている。心臓が効率よく血液を駆出するために、心臓全体の収縮を一定の様式で行うためのシステムを刺激伝導系という。心電図は心臓の活動電位の時間的変化をグラフに記録したものであり、**P** 波は（　⑥　）の興奮、**QRS** 波は（　⑦　）の興奮、**T** 波は（　⑦　）収縮の回復を示す。通常の拍動よりも早く **QRS** 波が出る場合は（　⑩　）収縮であり、一部に危険な不整脈が存在する。

２　「児童生徒等の健康診断マニュアル　平成 27 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）に示されている、突然死を起こす可能性がある不整脈として適切なものを、次の**ア**～**オ**からすべて選んで、その符号を書きなさい。

| | |
|---|---|
| **ア** | QT 延長症候群 |
| **イ** | ネフローゼ症候群 |
| **ウ** | クッシング症候群 |
| **エ** | ライ症候群 |
| **オ** | ブルガダ症候群 |

３　次の文章は、AED についての説明である。文中の（　①　）～（　④　）に入る語句として適切なものを、あとの**ア**～**ケ**からそれぞれ１つ選んで、その符号を書きなさい。

AED は自動体外式（　①　）器といい、心臓が（　②　）を起こし心停止になった場合に、心臓に電気ショックを与え、心臓を正常に戻す医療機器である。AED の機種によっては小学生～大人用（従来の成人用）と未就学児用（従来の小児用）の２種類の電極パッドがあり、小学生に未就学児用パッドを使用することは（　③　）とされている。救命の現場に居合わせた一般市民が AED を使用することは、一般的には反復継続性が認められないため、（　④　）法第 17 条違反とはならないものと考えられる。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **ア**　ペースメーカー | **イ**　除梗塞 | **ウ**　除細動 | **エ**　心室細動 | **オ**　心筋梗塞 |
| **カ**　可 | **キ**　不可 | **ク**　医療 | **ケ**　医師 | |

# 令６　養　護（５枚のうち２）

（解答はすべて、解答用紙に記入すること）

Ⅱ　保健室における救急処置について、あとの問いに答えなさい。

１　次の(1)～(6)は、応急手当について述べた文である。下線部 **a** ～ **f** について、正しいものには○を、誤っているものには正しい語句を、それぞれ書きなさい。

(1)　創傷、骨折などの応急手当の際に患部に包帯をする目的は、$_{a}$安静・固定・圧迫・保持である。
(2)　骨折が疑われるような場合、固定の原則として、骨折が疑われる部位を中心に２つの$_{b}$関節を固定する。
(3)　固定の原則では、患部に$_{c}$近いところから順に固定する。
(4)　打撲、捻挫等の外傷時に実施する RICE 処置は、安静・冷却・圧迫・$_{d}$保持である。
(5)　鼻出血の場合、椅子に座らせ、頭をやや$_{e}$後方に傾け、安静にさせる。
(6)　意識があり、嘔吐を伴わず、頭部に出血がある場合の体位は$_{f}$足側高位を保つ。

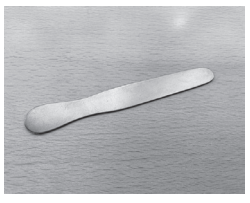
２　次の(1)～(4)は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン　令和元年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）に示されている気管支ぜん息の発作及びその対応について述べた文である。文中の（　①　）～（　⑤　）に入る適切な語句を、それぞれ書きなさい。

(1)　「強いぜん息発作のサイン」がある場合、大発作ではすみやかに救急要請を行い、楽な姿勢として（　①　）位をとらせる。
(2)　大発作から症状が増悪すると、動脈血液ガスの特に $O_2$ と $CO_2$ が異常値を示し、そのために生体が正常な機能を営みえない病態である（　②　）になる。その際、グッタリしてゼーゼー、ヒューヒューという（　③　）が聞こえにくくなり、呼吸困難が改善して落ち着いたように見えることがある。この誤認が対応の遅れにつながるので細心の注意を要する。
(3)　発作時はゆっくりと（　④　）呼吸をさせる。
(4)　適切に水分を摂取させ、（　⑤　）を排出しやすくさせる。

Ⅲ　健康診断で使用する器具と清潔操作について、あとの問いに答えなさい。

１　次の**ア**～**カ**の器具の名称を、それぞれ漢字で書きなさい。

**ア**



**イ**



**ウ**



**エ**



**オ**



**カ**



２　次の(1)～(3)は、器具の清潔操作について述べた文である。下線部 **a** ～ **c** について、それぞれ正しいものを選んで、その符号を書きなさい。

(1)　取り出した鉗子の先端は水平位よりも決して $_{a}$（　**ア**　高く　・　**イ**　低く　）しない。
(2)　鉗子の $_{b}$（　**ア**　重さ　・　**イ**　長さ　）にあった鉗子立てを用いる。
(3)　消毒盤のフタをとって置く場合は、内側を $_{c}$（　**ア**　上向き　・　**イ**　下向き　）にして置く。

Ⅳ　学校における保健教育について述べた文として正しいものを、次の**ア**～**カ**からすべて選んで、その符号を書きなさい。

**ア**　「教職員のための指導の手引～ UPDATE！エイズ・性感染症～」（公益財団法人日本学校保健会）において、学校における性に関する指導では、集団指導で扱う内容と個別指導で扱う内容を明確にし、効果的な指導を行うことが求められているとされている。
**イ**　「教職員のための指導の手引～ UPDATE！エイズ・性感染症～」（公益財団法人日本学校保健会）において、HIV 感染者やエイズ患者への配慮として、「学校にはエイズ患者や感染者がいない」ことを前提として指導するとされている。
**ウ**　「薬物乱用防止教室マニュアル　平成 26 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）において、近年、違法薬物の使用方法が簡易なものもあることから、授業においても簡単な使用方法を教えて注意を促すようにするとされている。
**エ**　「薬物乱用防止教室マニュアル　平成 26 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）において、薬物乱用防止教室は、小、中、高等学校のすべての児童生徒を対象とする薬物乱用防止教育の一環として実施されるものとされている。
**オ**　小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説（体育編）（文部科学省）において、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康では、喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることを理解できるようにするとされている。
**カ**　中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説（保健体育編）（文部科学省）において、応急手当の実際では、心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、習得した知識を通して応急手当ができるようにするとされている。

# 令６　養　護（5枚のうち3）

（解答はすべて、解答用紙に記入すること）

Ⅴ　学校保健安全法施行規則（令和５年４月28日一部改正）について、次の条文の（　①　）～（　⑲　）に入る適切な語句や数字を、それぞれ書きなさい。

第１条　学校保健安全法第５条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第６条に規定する（　①　）に基づき行わなければならない。

第５条　法第13条第１項の健康診断は、毎学年、（　②　）までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

２　第１項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者については、おおむね（　③　）か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

第９条　学校においては、法第13条第１項の健康診断を行ったときは、（　④　）日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあっては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者に、学生にあっては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。

１　疾病の（　⑤　）を行うこと。
２　必要な（　⑥　）を受けるよう指示すること。
３　必要な検査、（　⑦　）等を受けるよう指示すること。
４　療養のため必要な期間学校において（　⑧　）しないよう指導すること。
５　（　⑨　）への編入について指導及び助言を行うこと。
６　学習又は運動・作業の軽減、（　⑩　）、変更等を行うこと。
７　修学旅行、対外運動競技等への参加を（　⑪　）すること。
８　机又は腰掛の調整、（　⑫　）の変更及び学級の編制の適正を図ること。
９　その他発育、健康状態等に応じて適当な（　⑬　）を行うこと。

第20条　令第７条の規定による報告（出席停止の報告事項）は、次の事項を記載した書面をもってするものとする。

１　（　⑭　）の名称
２　出席を停止させた（　⑮　）及び（　⑯　）
３　出席停止を指示した（　⑰　）
４　出席を停止させた児童生徒等の（　⑱　）別人員数
５　その他参考となる事項

第28条　法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎（　⑲　）１回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

Ⅵ　次の１～８の文について、文中の（　①　）～（　⑭　）に入る適切な語句や数字を、それぞれ書きなさい。ただし、（　⑩　）と（　⑫　）は順不同とする。

１　児童虐待の防止等に関する法律第５条３項において、学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための（　①　）又は（　②　）に努めなければならない。

２　アレルギー疾患対策基本法第７条において、国民は、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の（　③　）化の予防及び（　④　）に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者について正しい理解を深めるよう努めなければならない。

３　成長期の児童生徒において、スポーツ活動中のランニング、ジャンプ、キック、シュートなどの動作が関係して発生し、膝蓋骨の下方（脛骨結節）に疼痛と腫脹を生じる疾患を（　⑤　）病という。

４　学校保健安全法第10条において、学校においては、救急処置、（　⑥　）又は（　⑦　）を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

５　災害時等に「自分だけは災害に遭わない、大丈夫だ」と自分自身に言い聞かせることで、自分のこころの安定を図ることを（　⑧　）という。

６　環境省は「環境省熱中症予防情報サイト」を運用し、暑さ指数に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報を熱中症（　⑨　）という。

７　学校における水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質についての検査項目は、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、（　⑩　）、臭気、（　⑪　）度、濁度、（　⑫　）である。

８　学校における教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときはLAeq（　⑬　）dB以下、窓を開けているときはLAeq（　⑭　）dB以下であることが望ましい。

受験番号

# 令６　養護　解答用紙（５枚のうち４）

| 総計 | | |
|---|---|---|
| | | |



| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ | 1 | ① | | ② | | ③ | |
| | | ④ | | ⑤ | | ⑥ | |
| | | ⑦ | | ⑧ | | ⑨ | |
| | | ⑩ | | | | | |
| | 2 | | | | | | |
| | 3 | ① | | ② | | ③ | |
| | | ④ | | | | | |

| Ⅰ | | |
|---|---|---|
| | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅱ | 1 | a | | b | | c | |
| | | d | | e | | f | |
| | 2 | ① | | ② | | ③ | |
| | | ④ | | ⑤ | | | |

| Ⅱ | | |
|---|---|---|
| | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅲ | 1 | ア | | イ | | ウ | |
| | | エ | | オ | | カ | |
| | 2 | a | | b | | c | |

| Ⅲ Ⅳ | | |
|---|---|---|
| | | |

| | |
|---|---|
| Ⅳ | |

受験番号

# 令６　養護　解答用紙（５枚のうち５）



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅴ | ① | | ② | | ③ | |
| | ④ | | ⑤ | | ⑥ | |
| | ⑦ | | ⑧ | | ⑨ | |
| | ⑩ | | ⑪ | | ⑫ | |
| | ⑬ | | ⑭ | | ⑮ | |
| | ⑯ | | ⑰ | | ⑱ | |
| | ⑲ | | | | | |

| Ⅴ | | |
|---|---|---|
| | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅵ | ① | | ② | | ③ | |
| | ④ | | ⑤ | | ⑥ | |
| | ⑦ | | ⑧ | | ⑨ | |
| | ⑩ | | ⑪ | | ⑫ | |
| | ⑬ | | ⑭ | | | |

| Ⅵ | | |
|---|---|---|
| | | |

受験番号

# 令６　養護　模範解答（５枚のうち４）

総計 200

養護

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ | 1 | ① | 洞 | ② | 房室 | ③ | 左 |
| | | ④ | 右 | ⑤ | プルキンエ | ⑥ | 心房 |
| | | ⑦ | 心室 | ⑧ | 交感 | ⑨ | 副交感 |
| | | ⑩ | 期外 | | | | |
| | 2 | ア・オ | | | | (完解) | |
| | 3 | ① | ウ | ② | エ | ③ | キ |
| | | ④ | ケ | | | | |

Ⅰ 41

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅱ | 1 | a | 保護 | b | ○ | c | ○ |
| | | d | 挙上 | e | 前 | f | 仰臥 |
| | 2 | ① | 坐（座） | ② | 呼吸不全 | ③ | ぜん（喘）鳴 |
| | | ④ | 腹式 | ⑤ | 痰 | | |

Ⅱ 33

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅲ | 1 | ア | 舌圧子 | イ | 歯鏡 | ウ | 鼻鏡 |
| | | エ | 膿盆 | オ | 耳鏡 | カ | 遮眼子 |
| | 2 | a | ア | b | イ | c | ア |

| | | |
|---|---|---|
| Ⅳ | ア・エ | (完解) |

Ⅲ Ⅳ 27

受験番号

# 令６　養護　模範解答（５枚のうち５）



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅴ | ① | 学校環境衛生基準 | ② | 6月30日 | ③ | 6 |
| | ④ | 21 | ⑤ | 予防処置 | ⑥ | 医療 |
| | ⑦ | 予防接種 | ⑧ | 学習 | ⑨ | 特別支援学級 |
| | ⑩ | 停止 | ⑪ | 制限 | ⑫ | 座席 |
| | ⑬ | 保健指導 | ⑭ | 学校 | ⑮ | 理由 |
| | ⑯ | 期間 | ⑰ | 年月日 | ⑱ | 学年 |
| | ⑲ | 学期 | | | | |

| Ⅴ | 57 |
|---|---|
| | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅵ | ① | 教育 | ② | 啓発 | ③ | 重症 |
| | ④ | 症状の軽減 | ⑤ | オスグッド | ⑥ | 健康相談 |
| | ⑦ | 保健指導 | ⑧ | 正常性バイアス | ⑨ | 警戒アラート |
| | ⑩ | 味 | ⑪ | 色 | ⑫ | 遊離残留塩素 |
| | ⑬ | 50 | ⑭ | 55 | | |

| Ⅵ | 42 |
|---|---|
| | |